

# 子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付要綱

## 目次

- 第1条 (趣旨)
  - 第2条 (定義)
  - 第3条 (補助事業者)
  - 第4条 (補助対象事業)
  - 第5条 (補助金の額)
  - 第6条 (補助金の交付申請)
  - 第7条 (補助金の交付の条件)
  - 第8条 (補助金の交付決定)
  - 第9条 (実績報告)
  - 第10条 (補助金の交付)
  - 第11条 (補助金の交付決定の取消し)
  - 第12条 (その他)
- 附 則

## 子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、子育てしやすい居住環境づくりの推進を図るため、三世代同居・近居のための住宅や空き家を活用した子育て世帯向けの住宅の取得及び住宅等のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 三世代同居 親子（子のうちの一人は、この補助金の交付を受けようとする年度の初日において満18歳未満の者とし、子を妊娠中の場合も含む。以下同じ。）及び子の祖父母（祖父又は祖母どちらか一方の場合も含む。以下同じ。）とが同一の住宅に居住することをいう。

(2) 近居 親子と子の祖父母が同一小学校区内に居住すること又は住宅の敷地の最短直線距離が概ね2キロメートル以内に居住することをいう。

(3) 住宅 佐賀県内に存する専用住宅及び居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。ただし、専用住宅にあつては延べ床面積が、併用住宅にあつては居住の用に供する部分の床面積が、下記の区分に応じた当該床面積未満の建築物を除く。

ア 戸建て住宅 三世代同居をする場合 100㎡（近居の場合は75㎡）

イ 共同住宅 三世代同居をする場合 75㎡（近居の場合は55㎡）

(4) 子育て世帯 同居者に、この補助金の交付を受けようとする年度の初日において満18歳未満の者又は子を妊娠中の者がいる世帯をいう。

(5) 祖父母世帯 子の祖父母世帯をいう。

(6) 住宅の取得

次に掲げるものをいう。

ア 三世代同居又は近居を行うための住宅の新築又は購入。（購入にあつては、過去一度も人の居住の用に供したことがないもの）

イ 三世代同居又は近居を行うための中古住宅の購入。（申請日から起算して前1年以内に現況調査が実施済み又は第9条第2項に定める実績報告までに実施済みである中古住宅）

ウ 子育て世帯が自ら居住するための空き家の購入。（申請日から起算して前1年以内に現況調査が実施済み又は第9条第2項に定める実績報告までに実施済みである空き家）

(7) 中古住宅 人の居住の用に供している若しくは供したことがある住宅。

(8) 空き家 過去に居住の用に供し、補助金の交付申請時点で居住者がいない戸建て住宅。ただし、延べ床面積が75㎡未満の建築物を除く。

(9) 住宅等 住宅及びその住宅に附属する建築設備をいう。ただし、敷地内の住宅以外の物置、車庫、その他の別棟の建築物を除く。

(10) リフォーム工事等 住宅等の機能や性能を維持・向上させるために行う、住宅等の全部又は一部

の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等の工事、住宅等の増築工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを除く。）及び住宅等の一部の改築工事をいう。ただし、別表1の第2項に掲げる工事その他知事が適当でないと認めるものを除く。

- (11) 現況調査 国土交通省が定める「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に沿って、一定の講習を受け、修了考査に合格した建築士等（「既存住宅現況検査技術者」という。以下同じ。）又は既存住宅状況調査技術者講習登録規程により、国が登録する講習機関が実施する講習を修了した建築士（「既存住宅状況調査技術者」という。以下同じ。）が行う既存住宅の現況検査をいう。
- (12) 住宅性能向上等工事 リフォーム工事等のうち別表2の対象工事項目に掲げる工事をいう。
- (13) 認定長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条の規定に基づき、認定を受けた住宅をいう。
- (14) 県内業者 佐賀県内に居住する個人事業者又は佐賀県内に本店を有する法人事業者をいう。
- (15) 設計住宅性能評価 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、質の良い住宅を安心して取得できるようにすることを目的に行う、住宅の構造の安定や劣化の軽減などの性能を設計段階で評価することをいう。
- (16) 県外移住世帯 佐賀県外から佐賀県内に移住し、かつ、住民票を異動する世帯をいう。

（補助事業者）

第3条 この補助金の対象者は、佐賀県内において次の各号のいずれかに該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 三世代同居又は近居を行うために、住宅の新築又は購入を行う子育て世帯の世帯員又は祖父母世帯の世帯員。
- (2) 三世代同居又は近居を行うために、中古住宅を売買により購入し、リフォーム工事等を実施する子育て世帯の世帯員又は祖父母世帯の世帯員。
- (3) 三世代同居（既に三世代同居を行っているものを含む）を行うために、子育て世帯又は祖父母世帯が所有する既存住宅において、リフォーム工事等を実施する当該子育て世帯の世帯員又は祖父母世帯の世帯員。
- (4) 子育て世帯が居住するために、所有する空き家において、リフォーム工事等を実施した上で、子育て世帯に空き家を賃貸する当該空き家の所有者。
- (5) 自ら居住するために、空き家を売買により購入し、リフォーム工事等を実施する子育て世帯の世帯員。

2 前項に定める者の他、補助事業者は次の全てに該当する者とする。

- (1) 三世代同居・近居の世帯員のうち、補助事業者にあたる者が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 本事業と同様の国の補助金等を受けていないこと。（ただし、リフォーム工事部分及び費用が明確に切り分けられる場合で、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分は除く。）
- (4) 三世代同居・近居を行う場合、第9条の規定による実績報告の提出時まで、三世代同居・近居となること。
- (5) 前項第4号の空き家所有者を除き、前年の合計所得金額が500万円未満であること。
- (6) 補助事業者は当該補助事業に係る工事（購入）を行う契約者であること。

- 3 第1項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 4 第1項の補助事業者は、前項の2号から7号までに掲げる者が、その経営等に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 三世帯同居又は近居を行うための住宅の新築又は購入。
- (2) 三世帯同居又は近居を行うための中古住宅の購入。（現況調査の実施済み又は第9条第2項に定める実績報告までに実施済みである中古住宅）並びに別表1及び別表2に定める対象リフォーム工事等。
- (3) 既存住宅において三世帯同居を行うための別表1及び別表2に定める対象リフォーム工事等。
- (4) 子育て世帯向けの賃貸住宅（募集開始から6か月間は、子育て世帯に限定して賃貸する戸建て住宅に限る。）にするための別表1及び別表2に定める対象リフォーム工事等。
- (5) 子育て世帯が自ら居住するための空き家の購入（現況調査の実施済み又は第9条第2項に定める実績報告までに実施済みである空き家で、戸建て住宅に限る。）並びに別表1及び別表2に定める対象リフォーム工事等。
- (6) 上記(1)～(3)及び(5)にあつては、三世帯同居・近居等に伴う県外から県内への世帯単位での移住。

2 補助金の交付対象事業は、前項各号に定めるもののほか、次の各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 前項第1号の新築又は購入する住宅は、長期優良住宅の認定若しくは設計住宅性能評価を受けることにより、別表3に定める認定長期優良住宅と同等の性能のうち、長寿命化項目及び住宅性能項目のそれぞれ1つ以上を満足すること。
- (2) 別表1に定める対象リフォーム工事に要する費用（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。以下同じ。）の取扱いは、次条第2項と同様とする。）が50万円以上の工事。
- (3) 建築基準法その他関係法令に適合した住宅であること。（前項(2)～(5)にあつては、昭和56年以前の旧耐震基準で建築されたものである場合、別表2に定める耐震診断及び必要に応じて耐震改修工事等を行うものであること。）
- (4) 前項(2)及び(5)にあつては、その購入に要した費用（消費税等の取扱いは、次条第2項と同様とする。）が、300万円以上であること。
- (5) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平

成 24 年 10 月 9 日付) のとおり県内業者と契約するように努めること。

3 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助対象としない。

- (1) 住宅の新築やリフォーム工事等について、補助金の交付決定の前に工事の着手をしたもの。(第 1 項第 1 号に規定する住宅の購入、同項第 2 号及び同項第 5 号に規定する住宅等の購入については、購入に係る契約をしたもの。)
- (2) 第 2 条第 10 号ただし書きの規定による工事。
- (3) 国の補助制度の対象となったもの。(リフォーム工事部分及び費用が明確に切り分けられる場合で、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分は除く。)

(補助金の額)

第 5 条 知事が交付する住宅 1 戸当たりの補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に規定する住宅の新築又は購入に要する費用について、その額は 40 万円とする。
- (2) 前条第 1 項第 2 号に規定する中古住宅の購入に要する費用について、その額は 30 万円とする。
- (3) 前条第 1 項第 2 号から第 5 号に規定する別表 1 に定める対象リフォーム工事に要する費用について、基本補助金の額は、対象リフォーム工事に要する費用の 23% の額又は 20 万円のいずれか低い額とする。
- (4) 前条第 1 項第 2 号から第 5 号に規定する別表 2 に定める住宅性能向上等工事に要する費用について、加算補助金の額は、別表 2 に掲げる各補助額の合計額又は 20 万円のいずれか低い額とする。
- (5) 前条第 1 項第 5 号に規定する空き家の購入に要する費用について、その額は 30 万円とする。
- (6) 前条第 1 項第 6 号に規定する佐賀県外から佐賀県内への世帯単位での移住に要する費用について、その額は 10 万円とする。

2 補助金の交付対象経費には消費税等は含まないものとする。ただし、次に掲げる補助事業者にあつては、消費税等を交付対象経費に含めて補助金額を算定することができる。

- (1) 個人事業者でない個人
- (2) 消費税法における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税事業者

3 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てる。

4 補助金は、住宅 1 戸につき 1 回に限って交付する。

(補助金の交付申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が定める日までとし、その提出部数は 1 部とする。

3 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額の増減を伴わない変更(完了予定期日を変更する場合を除く。)については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 第1項第3号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止(廃止)承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

4 第1項第4号の規定により、知事にその指示を受けようとする場合の遂行状況報告書は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金交付申請書を受理したときはこれを審査し、適当と認めたときは当該補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書は、原則、事業完了後30日以内の日又は当該補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、概算払又は精算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第6号及び様式第7号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 規則第16条に規定するもののほか、知事は、補助事業者が第3条第3項及び第4項の規定に該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第9条第1項に定めた実績報告書を第9条第2項に定められた期日までに提出しないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第7条第1項第4号に定める報告を行った場合はその限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。
- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1（対象リフォーム工事）

対象リフォーム工事
<p>1 交付の対象となるリフォーム工事は、(1)から(2)のいずれかに該当する工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）工事</li><li>(2) 住宅等の一部を増築又は改築する工事。ただし、増築、改築部分の床面積が増築、改築後の既存部分の床面積を超える工事を除く。</li></ul> <p>2 次に掲げる工事に要する費用については、補助対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事</li><li>(2) 新築工事</li><li>(3) 建物の解体、除却、シロアリ駆除のみを行う工事</li><li>(4) 公共下水道接続又は合併式浄化槽の設置工事</li><li>(5) 太陽光発電設備の設置工事</li><li>(6) 庭園・造園、修景施設、門・塀・柵、カーポート、外構等の屋外工事</li><li>(7) カーテン（カーテンレール）又はそれと同等のもの、家具、書庫、OA機器等の購入、設置</li><li>(8) CATV（有線放送）、インターネットの配線設置・更新・修繕工事</li><li>(9) ルームエアコンの設置・更新・修繕工事（埋め込み型のルームエアコンで、壁や天井の改修を伴う工事は除く）</li><li>(10) 屋外広告物等の設置・更新・修繕工事</li><li>(11) 点検、清掃、消耗品の交換・故障修理</li><li>(12) その他の国の補助制度を利用する場合等で、知事が対象リフォーム工事に含めることが適当でないと認める工事及び補助金の交付に含めることが適当でないと認める費用</li></ul>



別表2（住宅性能向上等工事加算）

対象工事項目	補助額
<p>1 次に掲げる耐震改修工事等を行ったものであること。</p> <p>(1) 建築確認日が、昭和56年5月31日以前の住宅であること。</p> <p>(2) 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻暦応答計算による方法を除く。)による耐震診断を行った住宅で、当該診断の判定が、住宅耐震リフォーム前が1.0未満であり、かつ、住宅耐震改修工事後が1.0以上であるものであること。</p> <p>(3) 上記(2)に規定する耐震診断が「佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士」によって行われたものであること。(平成28年度以前に実施された耐震診断については、当該登録建築士以外の建築士により実施されたものを含む。)</p> <p>(4) 建築士が工事監理を行っていること。</p>	10万円
2 - 1 高効率給湯器を設置する工事(エコジョーズ、エコフィール、エコキュート、エネファーム、エコウィル、ハイブリット給湯器など)	3万円
2 - 2 太陽熱を利用した機器を設置する工事(太陽光発電パネル設置を除く)	3万円
2 - 3 一以上の居室の外気に面する壁、床、屋根・天井の全てに断熱材を設置する工事	5万円
2 - 4 窓全部に断熱性を高める二重窓又はペアガラスを設置する工事(浴室、脱衣、便所、物置等の居室以外の窓を除く。)	5万円
2 - 5 その他省エネルギーや環境負荷低減のための工事など知事が適当と認める工事	5万円
3 - 1 住宅内の通路又は出入口の幅を拡張する工事	3万円
3 - 2 便所、浴室、脱衣所その他の居室内及び玄関とこれらの居室等を結ぶ廊下、階段等の経路に3箇所以上の手すりを取り付ける工事	1万円
3 - 3 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関とこれらの居室等を結ぶ経路の床の段差のすべてを解消する工事(1階のみでも可)	3万円
<p>3 - 4 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 浴室の床面積を増加させる工事</p> <p>(2) 浴槽をまたぎ高さ(内側又は外側)の低いものに取り替える工事</p>	5万円
<p>3 - 5 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 便所の床面積を増加させる工事</p> <p>(2) 便器を座便式のものに取り替える工事</p> <p>(3) 座便式の便器の座高を高くする工事</p>	5万円
3 - 6 住宅の階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良によりその勾配を緩和する工事	3万円

別表3（認定長期優良住宅と同等の性能）

【戸建て住宅】

性能項目等		設計住宅性能評価による等級等（性能）
長寿命化	構造躯体の劣化対策	劣化対策等級（構造躯体等） 等級3
	維持管理・更新の容易性	維持管理対策等級 等級3
住宅性能	耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 等級2以上
	省エネルギー対策	断熱等性能等級 等級4

【共同住宅及び長屋】

性能項目等		設計住宅性能評価による等級等（性能）
長寿命化	構造躯体の劣化対策	劣化対策等級（構造躯体等） 等級3
	維持管理・更新の容易性	維持管理対策等級（専用配管 1） 等級3
	可変性	更新対策（住戸専用部） 躯体天井高2,650mm以上
住宅性能	耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 等級2以上
	省エネルギー対策	断熱等性能等級 等級4

1 ガス管を除く。

様式第 1 号（第6条関係）

【表面】

平成 年度子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付申請書

【裏面】

誓約

様式第 2 号（第7条関係）

平成 年度子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付変更申請書

様式第 3 号（第7条関係）

平成 年度補助事業中止（廃止）承認申請書

様式第 4 号（第7条関係）

平成 年度補助事業遂行状況報告書

様式第 5 号（第9条関係）

平成 年度子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金実績報告書

様式第 6 号（第10条関係）

平成 年度子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付請求書（概算）

様式第 7 号（第10条関係）

平成 年度子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付請求書  
（精算）

年 月 日 (提出日)

佐賀県知事 様

(申請者)住所

氏名

印

平成 年度子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業を実施したいので、子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的・内容
  - ・三世代(同居・近居)のための住宅の(新築・購入)
  - ・三世代(同居・近居)のための中古住宅の購入とリフォーム
  - ・既存住宅において三世代同居を行うためのリフォーム
  - ・子育て世帯が自ら居住するための戸建て空き家の購入とリフォーム
  - ・戸建て空き家を子育て世帯向けの賃貸住宅にするためのリフォーム
  
- 2 事業の効果
  
- 3 交付申請額                      金                      円
  
- 4 事業完了予定年月日                      年      月      日

(添付資料)

- ・補助事業チェックシート
- ・交付申請時関係書類確認表
- ・交付申請時関係書類確認表に記載されたもの

県 受理欄

注意

当該補助金の交付決定通知前に工事等の事業着手はできませんので、注意してください。

【裏 面】

記載要領：申請にあたっては、誓約の内容を確認の上、 にレを記入し、その他必要事項に

についても記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、子育てし大県「さが」「すまい・る」支援事業の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。

## 誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。  
なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。  
また、次の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営等に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 【法人、団体にあつては事務所所在地】

住 所  
〒 \_\_\_\_\_

### 【法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名】

(ふりがな)

氏 名  
\_\_\_\_\_

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

誓約書については、全て申請者の直筆により記入してください。

様式

この手続により県が取得した個人情報は、本事業の目的以外に使用すること又は本人の承諾なく第三者に提供することはありません。詳しくは、「佐賀県プライバシーポリシー (<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>)」をご覧ください。

年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)住所  
氏名

印

平成 年度子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付  
変更承認申請書

平成 年 月 日付け 建 第 号で補助金の交付決定の通知のあった子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金について、変更交付を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 変更交付申請額 金 円  
(変更後交付申請額 金 円)
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 事業完了予定年月日 年 月 日

(添付資料)

- ・ 交付変更承認申請時関係書類確認表
- ・ 交付変更承認申請時関係書類確認表に記載されたもの

この手続により県が取得した個人情報は、本事業の目的以外に使用すること又は本人の承諾なく第三者に提供することはありません。詳しくは、「佐賀県プライバシーポリシー (<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>)」をご覧ください。

年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）住所  
氏名 印

平成 年度補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 建 第 号で補助金の交付決定の通知があった事業について、事業を中止（廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称 子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業
- 2 中止（廃止）に係る事業の内容及び金額
- 3 中止（廃止）の理由

年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）住所  
氏名

印

平成 年度補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 建 第 号で補助金の交付決定の通知があった事業の遂行状況について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称 子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 予定の期間に完了しない又は遂行が困難と見込まれる理由  
予定の期間内に完了しない又は遂行が困難と見込まれる場合のみ
- 4 遅延後の事業完了予定年月日



年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)住所  
氏名 印

平成 年度子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 建 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的・内容
- ・三世代(同居・近居)のための住宅の(新築・購入)
  - ・三世代(同居・近居)のための中古住宅の購入とリフォーム
  - ・既存住宅において三世代同居を行うためのリフォーム
  - ・子育て世帯が自ら居住するための戸建て空き家の購入とリフォーム
  - ・戸建て空き家を子育て世帯向けの賃貸住宅にするためのリフォーム

2 補助金の交付決定額及び実績額

交付決定額	金	円
実績額	金	円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 補助事業の効果 補助申請当初に意図していた事業効果がどう発現されたのか、今後どのようなことが期待されるのかという観点から記述すること

(添付資料)

- ・実績報告時添付書類確認表
- ・実績報告時添付書類確認表に記載されたもの

県 受理欄

年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)住所  
氏名 印

平成 年度子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 建 第 号で交付決定通知があった子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内訳		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

振込指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合 ( )	本店・支店 支所・出張所 ( )
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号	..... (口座番号を右詰で記入してください)	
フリガナ		
口座名義人		

申請者本人が口座名義人になっているものに限りません。

注) 概算払いの場合

この手続により県が取得した個人情報は、本事業の目的以外に使用すること又は本人の承諾なく第三者に提供することはありません。詳しくは、「佐賀県プライバシーポリシー (<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>)」をご覧ください。

年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)住所  
氏名 印

平成 年度子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 建 第 号で額の確定通知があった子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 円

振込指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合 ( )	本店・支店 支所・出張所 ( )
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号	(口座番号を右詰で記入してください)	
フリガナ		
口座名義人		

申請者本人が口座名義人になっているものに限りです。

注) 精算払いの場合

この手続により県が取得した個人情報は、本事業の目的以外に使用すること又は本人の承諾なく第三者に提供することはありません。詳しくは、「佐賀県プライバシーポリシー (<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>)」をご覧ください。